鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第４３回）

- 日時：令和２年11月11日（水）　午後２時～

- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第２庁舎３階）

- 出席：知事、副知事、統轄監
  令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
  総務部、福祉保健部、生活環境部
  東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
  日野振興センター、鳥取市健康こども部長、鳥取市保健所
  アドバイザー

- 議題：

（１）新型コロナウイルス感染症陽性者の発生について
（２）第三波に向けた対策について
（３）その他

県内における新型コロナウイルス感染症患者の確定について
（39例目、40例目、42～48例目）

【39、40、42～48例目（鳥取市保健所管内） 居住地：鳥取市】

	年代	性別	職業	陽性確認日	経過（発症日又は陽性確認日から2日前まで）	国外、県外への移動歴	検査件数（うち陽性）
39例目	60代	女性	無職	11/6	11/4、11/5：44例目と商店（市内） 11/5：発熱、咳、身体痛【発症日】	なし	43（2）
40例目	60代	男性	会社役員	11/6	10/30：食欲不振、腹痛【発症日】 10/31：会食（42例目と接触）	10月下旬 東京	29（3）
42例目	70代	男性	無職	11/6	10/28：発熱【発症日】 10/31：会食（40例目と接触） 11/6：40例目濃厚接触者として検査	なし	30（1）
43例目	70代	非公表	無職	11/7	11/2：鼻声：【発症日】 11/7：42例目の濃厚接触者として検査	なし	26（0）
44例目	60代	女性	無職	11/9	11/4、11/5：39例目と商店（市内） 11/7：39例目濃厚接触者として検査→陰性 11/8：発熱【発症日】 11/9：検査（2回目）	なし	2（0）
45例目	70代	男性	公務員 （非常勤）	11/9	10/28：発熱【発症日】 11/9:40例目接触者として検査	なし	1（0）
46例目	60代	非公表	無職	11/9	11/6：発熱、咳【発症日】 11/9:40例目接触者として検査	なし	9（0）
47例目	60代	非公表	会社員	11/9	11/9：発熱【発症日】	なし	12（0）
48例目	40代	非公表	会社員	11/9	11/3：全身の痛み、発熱【発症日】	10/30 岡山市	23（0）

県内における新型コロナウイルス感染症患者・無症状病原体保有者の確定について（49例目～51例目、41例目）

【49～51例目（鳥取市保健所管内） 居住地：鳥取市】

	年代	性別	職業	陽性確認日	経過（発症日又は陽性確認日から2日前まで）	国外、県外への移動歴	検査件数（うち陽性）
49例目	60代	男性	無職	11/9	11/5：咳【発症日】 11/9：県外陽性者の濃厚接触者として検査	なし	0（0）
50例目	60代	女性	無職	11/9	11/9：県外陽性者の濃厚接触者として検査	なし	8（0）
51例目	60代	男性	会社員	11/10	11/ 7：39例目濃厚接触者として検査→陰性 11/9：咳、喉の痛み、下痢【発症日】 11/10：発熱、検査（2回目）	なし	0（0）
						計	183（6）

【41例目（県米子保健所管内） 居住地：米子市】

	年代	性別	職業	陽性確認日	経過（発症日又は陽性確認日から2日前まで）	国外、県外への移動歴	検査件数（うち陽性）
41例目	60代	男性	無職	11/6	11/5：術前検査で陽性判定→再検査で陰性 11/6：県委託検査機関で検査	なし	9（0）

10月～11月 鳥取県のエピカーブ

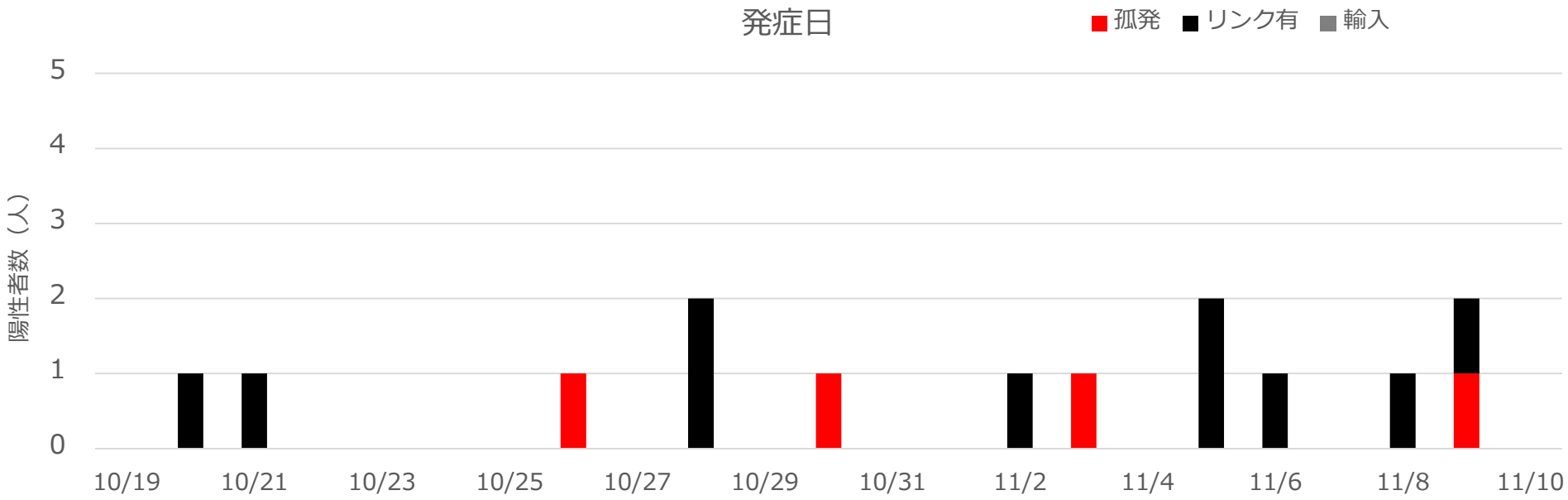

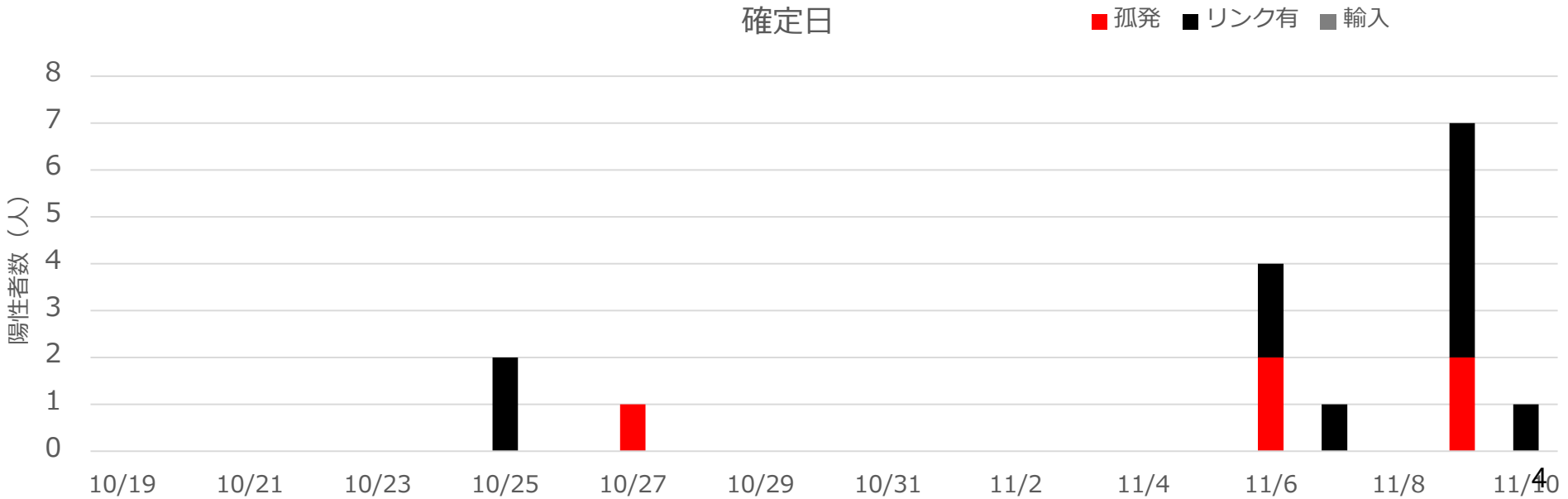

医療提供体制

1. 入院体制について（11月11日時点）

確保病床（A）	現時点確保病床（B）	入院者（C）	C/A	C/B
313床	170床（※1）	13人（※2）	4%	8%

（※1）現時点確保病床を臨時的に18床追加確保中（152床⇒170床）
（※2）11月11日入院調整済の陽性者を含む

2. 宿泊療養体制について

1施設（66室）を開設済み

鳥取県版 新型コロナ警報

区分		注意報	警報	特別警報
指標	①新規陽性患者数	東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	
	②現時点確保病床稼働率	―	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超
運用	発令	圏域単位で発令		
	発令期間	始期:①の基準に達した日 終期:①の基準を下回った日	始期:①②がいずれも基準に達した日 終期:①②がいずれかが基準を下回った日	
	解除	①の基準を下回った日の翌日	①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)	
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請
			○市中感染が拡がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	
	学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業 等	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業 等
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣　○相談センター応援職員を派遣　等	
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備　等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保　等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣　等
要請の法的根拠等		協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等

鳥取県版新型コロナ警報

地域	発令区分
東部地区	警報
西部地区	注意報

【参考】警報の発令基準：次の①②がいずれも基準に達した日（圏域単位で発令）
①新規陽性患者数：東部3人/週、中部2人/週、西部3人/週
②現時点確保病床稼働率：圏域ごとに稼働率15%超
警報の解除基準：上記①②のいずれかが基準を下回った日の翌日

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 県有施設について感染防御の取組を徹底（体温チェック、手指消毒、マスク着用等）
- 県主催イベントについてオンライン開催等の工夫を検討
- 今後クラスターが発生した場合、当該箇所の活動制限等を検討
- 学校関係については、周辺の感染状況によって休業などを判断
- 保健所機能の強化を継続（積極的疫学調査、相談対応）
- 医療・福祉施設の感染防止対策の徹底、患者用の病床確保、必要物資の供給
- 医師会、看護協会と連携し、宿泊療養施設への受入れを準備
- 専門家チームに感染状況の調査分析を依頼

＜クラスター対策監の鳥取市保健所派遣の他、総勢40名態勢で保健所を支援＞

- リエゾン派遣、疫学調査への応援のほか、ドライブスルー検体採取、その他の応援を行うための態勢を継続　（11月11日は鳥取市保健所に衛生技師1名・事務2名を応援派遣）

県民の皆さまへ

＜県東部地区の皆様へのお願い＞

◆東部地区において11月6日以降5日間で計12人の感染が確認され、東部地区の入院患者が現時点確保病床の15%を超えたため、**東部地区に新型コロナ警報を発令**します。

◆東部地区では**東京など県外との往来、会食、親しい間柄などで新型コロナウイルス感染症の感染拡大**が見られ、病床にも影響を与える状況になってきました。自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、慎重な行動をお願いします。

◆飲酒を伴う懇親会等や、大人数や長時間に及ぶ飲食以外でも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まる場を避けるなど、特に注意をお願いします。

◆親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人との感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。

①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底してください。
②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底していただきますようお願いします。
③倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさけていただくようお願いします。

◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡しましょう。相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間:9:00～17:15　0120－567－492(コロナ・至急に)

上記以外　[東部] TEL0857-22-8111　[中部] TEL0858-23-3135　[西部] TEL0859-31-0029

◆接触がご心配な方は、「接触者等相談センター」にご相談ください。

[東部] TEL0857-22-5625　[中部] TEL0858-23-3135　[西部] TEL0859-31-0029

◆ご自身の予防と感染拡大防止のため、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や接触確認アプリ「COCOA」などを活用しましょう。

◆誰もがどこでも感染する可能性があります。患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまを思いやり、支えあいの気持ちでみんなで応援しましょう。

＜第三波に向けた予防のポイント＞

◆注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。
①飲酒を伴う懇親会等
②大人数や長時間におよぶ飲食
③マスクなしでの会話
④狭い空間での共同生活
⑤仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり

◆飛沫感染を防ぐ
・新型コロナウィルスは、口から出ていく息、会話、咳、くしゃみなど、飛沫の水分に守られて、感染が拡大していきますが、寒くなるとウイルスは比較的壊れにくくなり、更に乾燥で遠くまで飛ぶようになりますので、これまでより飛沫や接触による感染に一層の注意が必要になります。
・この飛沫は、マスクの着用で大部分は防ぐことができますので、十分な距離がとれない場面では、マスク着用を心がけましょう。
・空気の流れを作ることでも、この飛沫の濃縮を防ぎ感染力が弱まることが判ってきました。屋内では空気の出入り口を2か所設け流れを作る工夫をするなど、暖房していても時々窓を開けて換気に努めましょう。

◆消毒や手洗いで接触感染を防ぐ
・一般的に使われているアルコール消毒液、洗剤、石けんの成分は、新型コロナウイルスの皮膜を壊すのに有効です。
・物に付着した新型コロナウィルスが接触感染を起こす可能性がありますが、通常の家庭用洗剤手洗い用洗剤で、十分消毒することも可能です。手指消毒やこまめな手洗い、よく触れる部分の消毒などをしっかりと行って、接触感染を防ぎましょう。

新型コロナ第3波対策強化プラン

1. 感染者の多い世代等への予防・啓発の推進

- 県内の大学等と連携し、学生への予防・啓発を推進するなど、若者向けの啓発を実施
- 大学等で感染者が発生した場合は、PCR検査の集中実施等を大学と保健所が連携して実施

2. 店舗等におけるクラスター対策の徹底

- 一定のエリアでクラスターが発生した場合、臨時のPCR検査センターを設置
- 安心・観光・飲食エリアの推進など、協賛企業と連携したクラスター予防対策の実施

3. 感染拡大防止に向けた科学的アプローチの強化

- 専門家チームを活用した感染状況の分析（定期的なモニタリング）
- 遺伝子解析結果をもとに、感染ルートを解明
- PCR検査データの特異値の活用

4. 医療・検査体制の充実・強化

- 診療・検査医療機関（272機関、11/10現在）の更なる増加
- 院内感染に伴う休業補償、事務職員等の労災給付上乗せ補償保険加入支援（11月補正要求）
- 院内感染防止対策の推進、診療・検査機器の充実、患者移送体制の強化（　　〃　　）
- 最大検査処理能力の更なる拡充：第2波までの計画2,800検体 → 現在4,500検体 → 更に5,000検体を目指す
- ECMO配置数：第1波時 1病院・2台 → 現在 3病院・5台 → 4病院・11台（今年度中）

5. 入国制限措置の緩和に伴う取組強化

- 外国人入国者の健康観察や外国人陽性者の支援体制の構築

⇦ 外国人相談窓口（国際交流財団）の設置、通訳人材の事前登録、関係書類の多言語化で、健康観察や疫学調査において陽性者や保健所を支援

かかりつけ医等による発熱外来体制の強化

発熱等の症状

＜10月までの診療・検査の流れ＞

電話 → 相談：発熱・帰国者・接触者相談センター（各保健所に設置）
診察：かかりつけ医等身近な医療機関
→ 紹介 → 診療検査：帰国者・接触者外来（19医療機関）

＜11月以降の診療・検査の流れ＞

事前連絡 → 診療検査：かかりつけ医等身近な医療機関（診療・検査医療機関）

電話 → 相談：受診相談センター（県看護協会に運営委託）
→ 紹介 → 診療検査：かかりつけ医等身近な医療機関（診療・検査医療機関）

【11月3日現在】254機関
【11月10日現在】272機関［81%の機関］
➡ さらに増加へ

支援体制

（発熱患者の診療・検査に伴う事務負担等を軽減（「診療所支援センター」の設置等）
「新型コロナウイルス対策医療関係者協議会」で継続的に課題を把握し、対策を検討）

＋

◆ 院内感染リスクに対する診療所等の不安をサポート

- 医療従事者等の感染で休業せざるを得ない場合に休業日数に応じて支援金給付
- 労災給付上乗せ補償保険料（患者に接する事務職員等）について県が独自支援
- 国の配布対象外となっている個人防護具（N95マスク、キャップ）を県が独自配布

感染警戒地域の見直しについて

政府の分科会において感染状況の判断基準が示されたこと、全国の感染状況が大幅に変化してきていること、新しい生活様式が定着してきていることなどの実態を踏まえ、今回、新たに「厳重感染警戒地域」の区分を設けるとともに、基準数値の見直しを行う。

見直し（案）

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数

区　分		基準※	摘　要
現行	感染警戒地域	0.2～1.0人	0.2は、県版新型コロナ警報発令基準の注意報レベル
	重要感染警戒地域	1.0～2.5人	1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警報レベル
	特別感染警戒地域	2.5人～	2.5は、政府の専門家会議において都道府県による社会への協力要請（外出自粛要請等）を行うべき基準として示唆された数値
改正（案）	感染警戒地域	1.0～2.5人	1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警報レベル
	重要感染警戒地域	2.5～5.0人	2.5は厳重感染警戒地域7.5の1／3レベル
	特別感染警戒地域	5.0～7.5人	5.0は厳重感染警戒地域7.5の2／3レベル
	厳重感染警戒地域	7.5人～	7.5は政府の感染症対策分科会提言において、ステージⅢの判断目安である15.0人の1／2レベル

新型コロナウイルス感染対策の徹底

○ Go To トラベルやGo To Eatといった需要喚起の取組により、旅行や外食の機会が増えています。一方、11月に入り、県内でも新型コロナウイルス感染症の陽性者が増加傾向にあります。感染対策を徹底し、感染リスクを下げながら旅行や外食を楽しむ取組の周知が必要です。

○ 今週末にかけて、ガイドラインの徹底等、感染対策の強化について飲食生活衛生同業組合及び食品衛生協会へ申し入れを行い、チラシ等を手交し注意喚起を行います。（場所は飲食店、日程調整中）

○「安心観光・飲食エリア」の事業者についても、定期点検に加え、団体を通じて上記の内容を呼び掛け、注意喚起を行います。

「感染リスクが高まる5つの場面」を避けつつ、会食を楽しむ工夫

○県民（利用者）の対策例

・ 飲酒の際は、少人数で、なるべく普段一緒にいる人と、深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で短時間としましょう。
・席の配置は斜め向かいとし、正面や真横はなるべく避けましょう。
・会話する時はなるべくマスクを着用しましょう。
・新型コロナウイルス感染予防対策協賛店等、感染対策を適切に行っている店舗を利用しましょう。
・店舗の行っている感染対策にご協力をお願いします。

○事業者の対策例

・業界や県が作成したガイドライン（例：空気の出入り口を2ヶ所設け空気の流れをつくる）を遵守し、適切な感染対策を取りましょう。
・お客様に対して感染対策の遵守や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」及び「COCOA」の活用を呼びかけましょう。

新型コロナ対策に係る外国人サポート体制（11／10～）

1．　外国人の新型コロナに関する相談体制の確立

ビジネス、観光等で来県された外国人や県内在住外国人をサポートするための相談体制を確立

	相談窓口（国際交流財団）
平日	9:00～18:00
土日	9:00～17:30

※左記以外の時間は受診相談センターが多言語３者間通話サービスや通訳機で対応（順次拡充整備）

【相談対応】

- 発熱等の症状がある場合 ⇒ 受診相談センターに確認し、外国人対応が可能な検査・診療医療機関を紹介
- 陽性者と接触の疑いがある場合 ⇒ 保健所につなぎ、ファーストコンタクトを支援

2．　外国人フォローアップ体制強化

保健所が行う外国人入国者の健康観察や外国人陽性者への疫学調査などを円滑に進めるため、県国際交流財団において通訳等のサポートを行う（必要に応じて県庁も支援）

【サポート内容】

- 事前登録した通訳者を、必要に応じて迅速に手配
- 入院説明資料、接触者等の検査案内、健康観察表などの関係書類を多言語化

※１の夜間・祝日における相談対応についても、必要に応じて県国際交流財団が支援を行う。

※少数言語での相談に対応できるよう、県では「テレビ電話通訳サービス」も導入

「年末年始」新型コロナにご注意を！
～ 全国知事会からのメッセージ ～

今年も残すところ2か月を切りました。年末年始の帰省や旅行をご検討されている方も多いかと思います。

人の移動に伴い、新型コロナウイルス感染症が拡大することのないよう、帰省や旅行の際には下記の点に十分留意していただくようお願いします。

- 年末年始の時期は、人の移動が集中し「密」になりがちなため、帰省や旅行を分散していただくようご協力をお願いします。各企業におかれても、従業員の皆さんの休暇の分散取得にご協力をお願いします。
- 注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。
  ① 飲酒を伴う懇親会等
  ② 大人数や長時間におよぶ飲食
  ③ マスクなしでの会話
  ④ 狭い空間での共同生活
  ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり
- 会食の際には、「飲酒は少人数・短時間で」、「席の配置は斜め向かいに」、「ガイドラインを遵守したお店で」など、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしましょう。
- 「体調の悪い方」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で体調が変化した場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにその地域の保健医療当局に協力して下さい。
- 新型コロナウイルス感染症は誰もがどこでも感染する可能性があります。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、感染者のみならず、医療従事者はじめ国民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支えあいの気持ちを持ちましょう。そして、都道府県外からの帰省者・旅行者をあたたかく迎えましょう。

新型コロナ対策に係る職員の対応

■職員の感染予防対策の再徹底

＜基本的な感染対策の徹底＞

・「三つの密」の回避、人と人の距離の確保、マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染対策を徹底

＜県外出張の取扱＞

・オンライン会議で代替できないかなど、必要性を十分に検討

・用務先の感染拡大状況をよく確認し、基本的な感染対策を徹底するとともに、感染リスクの高い場所には立ち入らない

■職員の応援態勢の構築

・保健所等への応援態勢の拡充に加え、入国制限措置の緩和に伴う外国人フォローアップ体制を強化